

JAC 認定カイロプラクティック・オフィス規程

1. 事業目的

- 本規程は、患者（利用者）が安心して安全にカイロプラクティック治療を受けられることを目的にオフィス（治療院）の運営指針を提示する。
- 患者（利用者）が閲覧できるよう、JAC 認定オフィスリストを公式ホームページおよび認定オフィス専用ホームページに掲載する。^{注1}また公的機関や保険会社へ認定オフィス名簿の提出を行う。
- JAC 認定オフィス登録会員の臨床業務における様々な支援を行う。
- WHO ガイドラインに準拠した医療（ヘルスケア）としてのカイロプラクティック治療を提供するオフィスの普及を目指す。
- 国内におけるカイロプラクティックの安全性と広告に係る法規に配慮した臨床を促す。

2. 正式名称

「日本カイロプラクターズ協会（JAC）認定カイロプラクティック・オフィス」
簡略名は「JAC 認定オフィス」、英語名は「JAC Certified Chiropractic Office」

3. 認定オフィスの定義

JAC 認定オフィスとは、「7. 認定条件」に定める要件を満たしているオフィス（治療院）をさす。

4. 申請資格者

当該オフィス（治療院）の運営責任者である当会正会員。

5. 申請方法

- 認定オフィスの希望者は認定オフィス申請書に記入し、添付資料（JCR 認定登録番号、カルテ、検査表、オフィス写真、見取り図、名刺、パンフなど）とともに、当会事務局に提出する。
- 申請用紙は、以下の URL からダウンロードしてください。
URL : <https://jac-chiro.org/wp-content/uploads/2021/03/jacofficeapplication.pdf>
- メール若しくは郵送で申請書を送付する。

6. 審査

入会審査会での書類審査とする。万一、現地調査が必要な場合は別途、交通費の支払いが必要。審査で不認可だった場合には問題事項を申請者に通知して改善を要求する。

7. 認定条件

- 当該オフィス（治療院）の運営責任者は日本カイロプラクティック登録機構（以下 JCR）に登録しており、かつ認定更新していること。

- 申請オフィスで勤務するカイロプラクティック施術者は全て正会員であり、カイロプラクティック賠償責任保険に加入していること。
- カイロプラクティックの安全性と広告に関するガイドラインを遵守していること。
- オフィス名もしくはオフィス内にカイロプラクティックの表記があることが望ましい。
- オフィス内に料金が明示されていること。

8. 認定の更新

有効期限内の JCR 認定登録証の写しをメールもしくは郵送で事務局に提出すること。

9. 認定更新の免除

諸事情によって一定期間カイロプラクティック業務に従事できず、認定更新が困難な場合には、届け出によりその期間を認定後の経過期間から減ずる。

例：妊娠、育児、出産、入院を含むその他の休業を余儀なくされる事由。

※免除期間の認定オフィス登録は維持されるが、更新費用は発生する。

10. 欠格事由

運営責任者に欠格事由が生じた場合、常務委員会で改善指導、あるいは認定取り消しを行う。

欠格事由は以下を判断基準とする。

- 当会が定める規程および以下のガイドラインに反する行為が認められた場合。
 - 当会の倫理規定
 - カイロプラクティックの安全性と広告に関するガイドライン
 - カイロプラクティックの臨床現場におけるセクシュアルハラスメント防止対策ガイドライン
 - ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
- 認定オフィスの登録更新費用の納入がなかった場合。
- JCR の認定登録が期日までに更新されていない場合。

その他、執拗な物品販売、不当表示^{注2}、本会の名誉を棄損する行い、施術者の明らかな過失により患者からの苦情があった場合、不特定多数への定期的なテクニックの教授などの倫理規定違反や犯罪行為なども欠格事由とする。

11. 認定取り消しの猶予

JCR 認定登録を更新していない場合、認定登録の失効日から最長 3 年間の猶予期間を設ける。

12. 更新費用

更新事務手数料は年間 5 千円とし、会費とともに請求する。

注1 当会事務局は個別の認定オフィスを直接紹介しない。問い合わせがあった場合は、認定オフィスのホームページを伝え、

患者自身で公式ホームページ掲載の認定オフィスリストを閲覧してもらおう。

注2 優良誤認表示、有利誤認表示のいずれも含む景品表示法で禁止されている表示表現。

初回更新日：2021年6月21日

二回目更新日：2022年1月12日

三回目更新日：2025年6月12日

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会
倫理委員会